

質問事項

<資源エネルギー庁>

1. 青森県むつ市に建設中のリサイクル燃料備蓄センター（以下「むつ中間貯蔵施設」）に搬入した使用済み燃料は50年以内に搬出することだが、搬出先はどこか。
2. 国及び事業者らは搬出先として「第二再処理工場」を挙げていた。しかし、「2010年頃運転開始」（第7次長計）だったものが「2010年に方針を決定」（第8次長計）、「2010年頃検討を開始」（第9次長計）と後退し、いまでは検討すら行われておらず、資源エネルギー庁のサイトにある「使用済核燃料を有効活用！『核燃料サイクル』は今どうなっている？」（2023-7-18）の記事にも「第二再処理工場」の文言はない。現状で「第二再処理工場」の検討はどうなっているのか。
3. 六ヶ所再処理工場の運転期間について、「稼働想定は40年」（2024年3月28日デーリー東北）、「原燃は『竣工後、40年間の操業を想定』している」（2019年4月4日東奥日報）と報じられた。また、2019年6月21日行われた市民団体との意見交換の場において資源エネルギー庁も「40年」と述べた。仮に六ヶ所再処理工場が稼働した場合でも50年後には既に操業を終えており、六ヶ所再処理工場に搬出することはできないことになるが間違いはないか。
4. 使用済燃料再処理機構は、六ヶ所再処理工場の2024年度の竣工を前提に3年間の「中期計画」をまとめたが、プルサーマルの実施を見込んでもプルトニウム保有量は3年間で1.3トン増えることになる。これは、「（プルトニウムの）保有量を減少させる」「プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う」（2018年原子力委員会決定「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」）、「プルトニウム保有量の削減に取り組む」（エネルギー基本計画）との方針に反する。海外でMOX燃料製造に困難が生じ、国内に燃料加工工場がない状況では、プルトニウムが増える再処理は実施できないのではないか。
5. むつ中間貯蔵施設について、東電は、東電と原電の2社以外は使用しないと約束し、国もそれを承知していながら、令和3年に国と電事連が青森県とむつ市に他電力との共同利用構想を提案したことが、県民や市民の信頼を大きく損ねた。むつ中間貯蔵施設については東電と原電だけの使用ということで国も承知しているということで間違いはないか。
6. 2014年以降のエネルギー基本計画には使用済み燃料の直接処分の記載がある。「再処理やプルサーマル等を推進する」との記載もあるが、現実に「全量再処理」政策は破綻している。搬出先の「第二再処理工場」は計画が消え、六ヶ所再処理工場の操業すらできない状況で、むつ中間貯蔵施設に搬入された使用済み燃料の搬出先はない。事業者らがいくら責任を持って搬出すると言ったところで実際上できない状況にあり、むつ中間貯蔵施設への使用済み燃料の搬入を中止すべきではないか。

<原子力規制庁>

7. むつ中間貯蔵施設（リサイクル燃料備蓄センター）での貯蔵に使う使用済み燃料を収納する容器（キャスク）の設計寿命は60年とされるが、搬出先がなく60年を超えて貯蔵される場合、キャスクの健全性はどのように確認するのか。
8. キャスクは密閉性を保つために蓋を開けてはならないことになっている。キャスクで放射能漏れ事故が生じた場合には、使用済み燃料プールにキャスクを運んで点検・修理することになっているが、むつ中間貯蔵施設にはそのような施設がない。事故時にはどう対処するのか。
9. 5月1日の意見交換の場において、大間原子力発電所の審査で検討している「隆起再現断層」が、むつ中間貯蔵施設の地震動評価に影響する可能性については、評価してみないとわからないとのことだったが、再審査を実施すべきではないか。